J-PlatPat 特許情報プラットフォーム

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English 特許庁 サイトマップ

独立行政法人 工業所有権 National Center for Industrial Information and Training

特許・実用新案 意匠 商標 審判 経過情報

トップページ 審判 審決速報

審決速報 前画面へ戻る ヘルプ 入力画面 結果一覧

文献番号や各種項目（審判種別、請求人別、分類別等）等から審決決定の送達後１週間前後経過後、審決公報発行（審決公報ＤＢ反映）前までの審決情報を検索できます。なお、この速報情報は審決決定公報に代わるものではありません。

選択された文献（番号照会） 前の文献 1/1 次

無効2017-800011 経過

(注意) 著作権の関係上、図面が掲載されていない場合があります。

審決

無効２０１７－８０００１１

愛知県春日井市如意申町五丁目９番１０号
請求人　　株式会社 ＫＡＬＢＡＳ

愛知県名古屋市中区栄二丁目１番１号 日土地名古屋ビル５階
代理人弁理士　　特許業務法人暁合同特許事務所

静岡県伊豆の国市原木６５０番地の７
被請求人　　日本情報開発 株式会社

茨城県水戸市大町一丁目２番６号 三井生命ビル３階
代理人弁理士　特許業務法人 日峯国際特許事務所

東京都世田谷区世田谷一丁目２５番１１－７０１号
代理人弁理士　林 實

上記当事者間の特許第６０３５５７９号発明「登記識別情報保護シール」の特許無効審判事件について、次のとおり審決する。

結　論

本件審判の請求は、成り立たない。
審判費用は、請求人の負担とする。

理　由

第１　手続の経緯
本件特許第６０３５５７９号は、特許法第４６条の２第１項の規定により、平成２７年３月２０日（以下「原出願日」という。）に出願された実用新案登録第３１９号（実願２０１５－１６７７号）に基づいて、平成２８年１月２１日に出願され、同年１１月１１日に設定登録がなされたものである。
そして、本件無効審判請求に係る手続の経緯は、以下のとおりである。
平成２９年１月３０日　　無効審判請求書提出
平成２９年４月４日　　審判事件答弁書提出
平成２９年５月２９日　　口頭審理陳述要領書提出（被請求人）
平成２９年５月３１日　　口頭審理陳述要領書提出（請求人）
平成２９年６月１４日　　口頭審理
平成２９年６月２６日　　上申書提出（被請求人）
平成２９年６月２８日　　上申書提出（請求人）

第２　本件特許発明

本件特許の請求項１ないし４に係る発明は、本件特許明細書の特許請求の範囲の請求項１ないし４に記載された次のとおりのものである（以下、それぞれ「本件特許～「本件特許発明４」という。また、これらを総称して「本件特許発明」という。）。

「【請求項１】

登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない登記識別情報保護あって、前記登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記登記識別情報に接触する部分には前記登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を有する徴とする登記識別情報保護シール。

【請求項２】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む矩形領域であることを特徴とする請求項１記載の登記識別情報保護シール。

【請求項３】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む任意の多角形領域であることを特徴とする請求項１記載の登記識別情報保護シール。

【請求項４】

前記非粘着領域は、コーナー部にＲ面取りなどの面取りがされていることを特徴とする請求項２乃至３いずれか１項記載の登記識別情報保護シール。」

第３　請求人の主張及び証拠方法

請求人は、「特許第６０３５５７９号発明の特許請求の範囲の請求項１～４に係る各発明についての特許を無効とする。審判費用は被請求人の負担とする。」との審ている。

また、無効理由の概要は以下のとおりであって、本件特許は無効とすべきである旨主張している。

１．本件請求項１において、「一度剥がすと再度貼り直しできない」と機能的に記載された発明特定事項を含んで特定される発明は、発明の詳細な説明に記載した範囲ものであるから、特許法第３６条第６項第１号の規定する要件を満たしておらず、その特許は同法第１２３条第１項第４号の規定に該当し、無効とすべきものである（効理由１」という。）。

２．本件特許発明１ないし４は、甲第１号証、及び甲第２号証に記載された発明、または甲第１号証、及び甲第３号証に記載された発明に基づいて、出願前に、当業者発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができないものであり、その特許は同法第１２３条第１項第２号の規定し、無効とすべきものである（以下「無効理由２」という。）。

また、上記無効理由を立証するための証拠方法は、以下のとおりである。

（証拠方法）

［書証］

甲第１号証：特開２００７－５２３７９号公報

甲第２号証：特開２０１０－２６０１８４号公報

甲第３号証：実願昭６１－１８９００６号（実開昭６３－９２７７４号）のマイクロフィルム

（以上、無効審判請求書に添付して提出された。）

甲第４号証：特開２００５－２５０３２８号公報

甲第５号証：特開２００２－３５１３２９号公報

（以上、平成２９年５月３１日付け口頭審理陳述要領書に添付して提出された。）

甲第６号証：法務省、登記識別情報通知書のシールのはがれ方が不完全である場合の取扱いについて（重要なお知らせ）、２０１７年６月２５日検索、＜ＵＲＬ：ｈｔ／ｗｗｗ．ｍｏｊ．ｇｏ．ｊｐ／ＭＩＮＪＩ／ｍｉｎｊｉ１９５．ｈｔｍｌ＞

甲第７号証：会報ながの第１７８号、長野県土地家屋調査士会、平成２２年４月２０日、表紙、１頁、２６頁、３３頁

甲第８号証：登記識別情報通知書の目隠しシールについて、日本司法書士連合会専務理事里村美喜夫、平成２１年９月１０日

甲第９号証：～今日はこんなことがありました～（ｌｉｖｅｄｏｏｒ本店）

（以上、平成２９年６月２６日付け上申書に添付して提出された。）

なお、被請求人は、甲第１ないし５号証の成立を認めている。

第４　被請求人の主張及び証拠方法

被請求人は、「本件審判請求は成り立たない、審判費用は請求人の負担とする」との審決を求めている。

また、上記請求人の主張に対し、概略、以下のとおり主張して、本件特許を無効とすべき理由はない旨の主張をしている。

１．無効理由１について

本件請求項１における「一度剥がすと再度貼り直しできない」との発明特定事項は、本件特許の出願前に公知の事項であって、発明の詳細な説明に記載されている事る。

２．無効理由２について

甲第１～３号証のいずれにも、本件特許発明１の「前記登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記登記識別情報に接触する部分には前記登記識別書に粘着しない非粘着領域を有すること」との発明特定事項は記載されておらず、当業者は容易に想到し得ない。

また、上記無効理由に反論するための証拠方法は、以下のとおりである。

（証拠方法）

［書証］

乙第１号証：特開２００８－４０７９７号公報

乙第２号証：特開２００９－２４４４７６号公報

乙第３号証：特開２００２－５５６１８号公報

乙第４号証：実願平１－７２７２１号（実開平３－１２２７９号）のマイクロフィルム

乙第５号証：特開２００９－６９３９３号公報

乙第６号証：実願昭５７－１７６１３号（実開昭５８－１２００７７号）のマイクロフィルム

乙第７号証：登録識別情報保護シールの使用状況を撮影した写真

（以上、審判事件答弁書に添付して提出された。）

なお、請求人は、乙第１ないし７号証の成立を認めている。

第５　主な各甲号証に記載されている事項

１．甲第１号証

甲第１号証には、以下のとおり記載されている（なお、下線は審決で付した。以下同じ。）。

（１）「【請求項１】

登記識別情報通知書が法務局から下付された際に登記識別情報を秘匿していた目隠しシールを前記登記識別情報通知書から剥がした後に前記登記識別情報を秘匿する度剥がすと貼りなおしが出来ない登記識別情報保護シールであって、
前記登記識別情報保護シールを前記登記識別情報通知書に貼付する者が押印及び又は署名をするための第一の領域と、
前記登記識別情報保護シールを前記登記識別情報通知書から剥がす者が押印及び又は署名をするための第二の領域と
を表面に備えることを特徴とする登記識別情報保護シール。」

上記（１）の開示事項を総合すると、甲第１号証には、以下のとおりの発明が示されていると認められる（以下「甲第１号証発明」という。）。
「登記識別情報通知書が法務局から下付された際に登記識別情報を秘匿していた目隠しシールを前記登記識別情報通知書から剥がした後に前記登記識別情報を秘匿す一度剥がすと貼りなおしが出来ない登記識別情報保護シール。」

２．甲第２号証
甲第２号証には、以下のとおり開示されている。
（１）「【請求項１】
上面に情報が複写記録される複写記録領域を有する第１のシートと、
上記複写記録領域の周辺部において第１のシートに対して貼着されて上記複写記録領域を覆い、上記複写記録領域に対応する上面が非複写記録面に形成されることに記第１のシートの複写記録領域に記録された情報を隠蔽するとともに、複写記録領域に対応する部分が除去可能な除去領域に形成された第２のシートと、
上記第１のシートおよび第２のシートの上に離脱可能に積層され、上記第１のシートの複写記録領域に対応する部分に、上記複写記録領域に複写記録する情報を記録記録領域が設けられた第３のシートとを備えたことを特徴とする情報隠蔽記録シート。」
（２）「【００２２】
すなわち、上記第２のシート２は、少なくとも上記複写記録領域２１およびその周囲の貼着領域２２を覆う大きさ形状に形成され、裏面の周辺部に接着剤層２４が形貼着領域２２において第１のシート１に貼着されている。上記接着剤層２４に用いられる接着剤は、容易に剥離できるものではなく、剥離と再貼着が不可能で、無理にうとするとシートが破損する程度の接着力を有した接着剤が用いられる。
【００２３】
上記第２のシート２には、貼着領域２２に対応して接着剤層２４が設けられた帯状領域の内側に、容易に切り離すことができる切断線としてのミシン目２５が環状にれ、このミシン目２５の内側が、容易に除去可能な除去領域２６に形成されている。また、上記第２のシート２は、その上面である表面が、非複写記録面に形成されるに、下側に積層された第１のシート１の複写記録領域２１に複写記録された情報が透けて見えないように不透明となっており、必要に応じて表面および／または裏面に録された情報を判読しにくくするための地文様等を印刷することができる。」
（３）「【００３８】
すなわち、上記第１のシート１に隠蔽された情報を閲覧する場合には、第２のシート２の除去領域２６をミシン目２５を切断することにより剥離除去すると、複写記２１が露呈して複写記録された情報を閲覧することができる。このとき、第２のシート２はミシン目２５から切断してしまうので、再び第１のシート１に貼着することい。このようにすることにより、情報の漏洩を防止する。」

上記（１）～（３）の開示事項を総合すると、甲第２号証には、以下のとおりの事項が示されていると認められる（以下「甲第２号証発明」という。）。
「上面に情報が複写記録される複写記録領域を有する第１のシートと、
上記複写記録領域の周辺部において第１のシートに対して貼着されて上記複写記録領域を覆い、上記複写記録領域に対応する上面が非複写記録面に形成されることに記第１のシートの複写記録領域に記録された情報を隠蔽するとともに、複写記録領域に対応する部分が除去可能な除去領域に形成された第２のシートと、
上記第１のシートおよび第２のシートの上に離脱可能に積層され、上記第１のシートの複写記録領域に対応する部分に、上記複写記録領域に複写記録する情報を記録記録領域が設けられた第３のシートとを備え、
上記第２のシートは、少なくとも上記複写記録領域およびその周囲の貼着領域を覆う大きさ形状に形成され、裏面の周辺部に接着剤層が形成されて貼着領域においてシートに貼着されており、
上記第２のシートには、貼着領域に対応して接着剤層が設けられた帯状領域の内側に、容易に切り離すことができる切断線としてのミシン目が環状に設けられ、このの内側が、容易に除去可能な除去領域に形成されており、
上記第１のシートに隠蔽された情報を閲覧する場合には、第２のシートの除去領域をミシン目を切断することにより剥離除去すると、複写記録領域が露呈して複写記情報を閲覧することができ、このとき、第２のシートはミシン目から切断してしまうので、再び第１のシートに貼着することはできず、情報の漏洩を防止する情報隠蔽ト。」

３．甲第３号証
甲第３号証には、以下のとおり開示されている。
（１）「被着体の情報表示部を視認不能に覆う不透明部を備えたシート体から成り：前記情報表示部の周部に位置して前記シート体に剥離可能な印刷層を形成すると共刷層上に該シート体を被着体に接着するための感圧性接着剤層を積層して成ることを特徴とする秘密保持シート。」（第１頁第５～１１行）
（２）「シート体４を被着体１より剥離すると、第３図Ｃ及び第２図に示すように、印刷層７はシート体４に対して剥離可能である一方、感圧性接着剤層８に接着され、引き剥がされるシート体４に追従することなく、該印刷層７の少なくとも一部は接着剤層８上に転移する。従って、シート体４を被着体１に再度接着させようとしシート体４は前記剥離された印刷層７上には接着せず分離状態にあり、元の状態には復帰しない。」（第６頁第１０～１９行）

上記（１）、及び（２）の開示事項を総合すると、甲第３号証には、以下のとおりの発明が示されていると認められる（以下「甲第３号証発明」という。）。
「被着体の情報表示部を視認不能に覆う不透明部を備えたシート体から成り、前記情報表示部の周部に位置して前記シート体に剥離可能な印刷層を形成すると共に、上に該シート体を被着体に接着するための感圧性接着剤層を積層して成り、
シート体を被着体より剥離すると、印刷層はシート体に対して剥離可能である一方、感圧性接着剤層に接着されているから、引き剥がされるシート体に追従すること印刷層の少なくとも一部は接着剤層上に転移して、シート体を被着体に再度接着させようとしても、シート体は前記剥離された印刷層上には接着せず分離状態にあり、には復帰しない秘密保持シート。」

第６　当審の判断
１．無効理由１について
（１）本件特許明細書の発明の詳細な説明の記載されている事項について
ア．「【技術分野】
【０００１】
本発明は、登記識別情報を保護する登記識別情報保護シールに関する。
【背景技術】
【０００２】
不動産の登記識別情報は、登記済証に代えて発行される、アラビア数字その他の符号の組み合わせからなる１２桁の符号である。登記識別情報は、不動産及び登記名なった申請者ごとに定められ、登記名義人となった申請者のみに通知されるものである。登記識別情報は、その提供者が登記名義人本人であることを登記所に確認させ

暗証番号のようなものとされている。従って、登記識別情報の１２桁の符号を示せば、不動産の所有者として登録申請を行うことができ、登記識別情報を第三者に盗みいよう厳重に保管・管理する必要がある。

【０００３】

現在、登記識別情報通知書により登記識別情報が通知される。

図７は登記識別情報通知書７００の見本である。登記識別情報７１０は登記識別情報通知書７００の下部に１２桁の符号７２０とＱＲコード７３０とで構成されている別情報通知書７００は、登記識別情報７１０の上に目隠しシール７４０を貼って申請者に交付される（以下シール方式という）。この目隠しシール７４０は一度剥がすり付けることができないため、登記識別情報７１０の隠蔽・保護が図られる。今後、登記識別情報通知書は、シール方式を改め、図８に示す折り込み方式（登記識別情を記載した部分が隠れるよう、Ａ４サイズの用紙（登記識別情報通知書８００）の下部の折り込み部８４０を折り込んで当該登記識別情報８１０を被覆し、その縁をのる方法）に変更される。

【０００４】

登記識別情報を確認する場合、シール方式では、目隠しシール７４０を剥がし、登記識別情報１１０を読み取る。折り込み方式では、折り込んだ部分に設けたミシン り込み部分８４０を切り剥がし、登記識別情報８１０を確認する。いずれの方式においても、一度でも登記識別情報を確認してしまうと登記識別情報を再度隠蔽・保護ができず、第三者に容易に盗み見られる状態になってしまう。上記状態になった登記識別情報通知書の登記識別情報記載部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護す登記識別情報保護シールが提案されている。当該登記識別情報保護シールも、一度剥がしてしてしまうと貼り直しができないシールである。

【０００５】

図９は従来の登記識別情報保護シール９００を示したものである。この登記識別情報保護シール９００を、例えば、図７に示す登記識別情報通知書７００の目隠しシ７４０を剥した後の登記識別情報７１０記載部分に粘着剤層９２０を介して張り付ければ、登記識別情報７１０を隠蔽・保護することができる。登記識別情報保護シーは保護シール層９１０と粘着剤層９２０とで構成される。粘着剤層９２０は保護シール層９１０に対する部分と、登記識別情報通知書７００に貼り付けられる部分とで異なり、保護シール層９１０に対する部の粘着力は非常に弱く、登記識別情報保護シール９００を剥がすと保護シール層９１０のみが剥離し、粘着剤層９２０は登記識知書７００に残留する。粘着剤層９２０と保護シール層９１０との粘着力が弱いので、保護シール層９１０を再度貼り直すことができないようになっている。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【０００６】

司法書士、銀行などでは登記識別情報を何度も使用する場合がある。その都度、前記登記識別情報保護シール９００を剥がして登記識別情報７１０を確認し、その後記識別情報保護シール９００を登記識別情報通知書７００の登記識別情報７１０記載部分に貼り付けて登記識別情報７１０を隠蔽・保護する作業を行う。図１０は登記保護シール９００を何度も貼り付け、剥離を繰り返した後の登記識別情報通知書７００の登記識別情報７１０記載部分の断面を模式的に現したものである。図１０に示に、粘着剤層９１０が何層にもわたって堆積していることが分かる。粘着剤層９１０が着色されていたり透明度が低い場合、粘着剤層９１０が多数積層すると登記識別７１０が読み取れなくなる場合がある。

【０００７】

本発明は、上記従来の不都合を改善するために案出されたものであり、登記識別情報通知書記載の登記識別情報を有効に隠蔽・保護するとともに、登記識別情報が読能になることのない登記識別情報保護シールを提供することを目的とするものである。」

イ．「【００１１】

以下、この発明に係わる登記識別情報保護シールの実施の形態を、図面を参照しながら詳細に説明する。説明は折り曲げ方式による登記識別情報通知書を例にとって１は登記識別情報保護シールの１実施例を示す正面図および下面図、図２は登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書の登記識別情報記載部分に貼り付ける様子をの、図３は登記識別情報保護シールを剥がした時の登記識別情報通知書の状態を示したもの、図４は何度も新しい登記識別情報保護シールを貼り付け、剥離した後の登報通知書の登記識別情報が記載されている部分の断面図である。図１に示すように、登記識別情報保護シール１００は、保護シール層１１０と粘着剤層１２０で構成す下方の下面図に示すように、粘着剤層１２０の内部には、矩形の非粘着領域１３０が設けられている。本実施例では、非粘着領域１３０は粘着剤が存在しない領域とし

【００１３】

司法書士、銀行などでは登記識別情報２１０を何度も使用する場合がある。その都度、登記識別情報保護シール１００を剥がして登記識別情報２１０を確認し、その登記識別情報保護シール１００を登記識別情報通知書２００の登記識別情報２１０記載部分に貼り付けて登記識別情報２１０を隠蔽・保護する作業を行う。図３は、登報通知書２００から登記識別情報保護シール１００を剥がした状態を示したものである。登記識別情報保護シール１００の粘着剤層１２０は、保護シール層１１０側の弱く、貼り付ける登記識別情報通知書２００側の粘着力は強くされているので、登記識別情報保護シール１００を剥がすと、粘着剤層１２０は登記識別情報通知書２０され、保護シール層１１０だけが剥ぎ取られる。転写された粘着剤層１２０は登記識別情報２１０の上に重なることはない。また、一度剥がした登記識別情報保護シーの保護シール層１１０は、再度貼り直すことができないので、登記識別情報２１０を第三者に容易に盗み見られることを防止できる。

【００１４】

登記識別情報２１０を何度も使用すると上記作業を繰り返すことになり、結果、図４に示すように粘着剤層１２０積み上がるが、登記識別情報２１０の上には粘着剤が堆積しないので、たとえ粘着剤層１２０が着色されていたり、透明度が低い物質で構成されていたとしても、登記識別情報２１０が判読不能になることがない。」

（２）判断

本件特許明細書の発明の詳細な説明の上記「ア．」の記載からみれば、本件特許発明の課題は、「登記識別情報通知書記載の登記識別情報を有効に隠蔽・保護すると何度も登記識別情報保護シールの剥離作業を行っても登記識別情報が読み取り不能になることのない登記識別情報保護シールを提供すること」にある。

そして、上記課題を解決する手段として、本件特許明細書の発明の詳細な説明の上記「イ．」の記載からみれば、「登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層が、情報の上に堆積しないように、粘着剤層の内部に登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を設けること」を採用したものである。

一方、本件特許発明は、上記課題を解決する手段として、「登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも登記識別情報に接触する部分には登記識別情報粘着しない非粘着領域を有すること」と特定するものである。

してみると、本件特許発明の上記課題を解決する手段と本件特許明細書の発明の詳細な説明に記載された上記課題を解決する手段とは、実質的に対応しているといえ

なお、本件特許発明の「一度剥がすと再度貼り直しできない」との発明特定事項は、例えば、上記「ア．」の記載からもわかるように、本件特許発明の原出願日前ににおいてよく知られた事項である。

したがって、本件の請求項１の記載は、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件特許発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるから、特許法第３６第１号の規定に適合するものではある。

（３）小括

よって、本件特許発明は、発明の詳細な説明に記載されたものであるから、本件特許発明についての特許は、無効理由１により無効とすることはできない。

２．無効理由２について

（１）本件特許発明１について

ア．対比

本件特許発明１と甲第１号証発明とを対比すると、

後者における「登記識別情報通知書」は、その構造、機能、作用等からみて、前者における「登記識別情報通知書」に相当し、以下同様に、「登記識別情報」は「登報」に、「『目隠しシール』、及び『登記識別情報保護シール』」は「登記識別情報保護シール」に、それぞれ相当する。

また、後者における登記識別情報保護シールは、登記識別情報通知書から剥がした後に登記識別情報を秘匿するための一度剥がすと貼りなおしが出来ないものである記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできないものであって、粘着剤るものといえる。

したがって、両者は、

「登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない登記識別情報保であって、前記登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層を有する登記識別情報保護シール。」
の点で一致し、以下の点で相違している。
［相違点］
本件特許発明１は、「粘着剤層の少なくとも登記識別情報に接触する部分には登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を有する」のに対し、甲第１号証発明は、なものではない点。

イ．判断
上記相違点について以下検討する。
まず、甲第１号証発明の課題について検討する。
登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、粘着剤層が多数積層して、登記識別情報が読み取れにくくなるという登記識別シールにおける課題は、例えば、甲第９号証に、「ご存知のとおり、法務省シールを剥がすと、フィルム層が残ります。さらに、再シールを貼って有りますから、剥が目のフィルム層が残ります。で、この上に再々度シールを貼り、次に誰かが剥がすと、フィルム層が３重になるんですよね。おそらく３重ぐらいなら大丈夫でしょうが内、下の文字が見えにくくなりそうな気がします。ただでさえ、１２桁の薄い色で印字されていますからね。」（８枚目第７～１６行）と記載されているように、当業て、本件特許発明の原出願日前に、周知の課題であったといえる。
してみると、登記識別情報保護シールにおいて、登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、粘着剤層が多数積層して、登報が読み取れにくくなるという課題は、上記のとおり、周知の課題であるから、甲第１号証発明において内在する自明の課題といえるが、甲第１号証発明には、当該課するための手段は示されていない。
次に、甲第２号証発明について、検討する。
甲第２号証発明は、上記「第５　２．」のとおりであって、甲第２号証発明における「第１のシート」は、隠蔽される情報が記録される複写記録領域を有するもので ら、甲第２号証発明における「第１のシート」と本件特許発明１における「登記識別情報通知書」とは、「（秘密）情報通知書」との概念で共通する。
また、甲第２号証発明における「第１のシートの複写記録領域に記録された情報」は、隠蔽されるものであるから、甲第２号証発明における「第１のシートの複写記記録された情報」と本件特許発明１における「登記識別情報」とは、「秘密情報」との概念で共通する。
また、甲第２号証発明における「第２のシート」は、第１のシートの複写記録領域の周辺部において第１のシートに対して貼着されて上記複写記録領域を覆い、上記領域に対応する上面が非複写記録面に形成されることにより、上記第１のシートの複写記録領域に記録された情報を隠蔽するとともに、複写記録領域に対応する部分がな除去領域に形成され、上記複写記録領域およびその周囲の貼着領域を覆う大きさ形状に形成され、裏面の周辺部に接着剤層が形成されて貼着領域において第１のシーされており、上記第２のシートには、貼着領域に対応して接着剤層が設けられた帯状領域の内側に、容易に切り離すことができる切断線としてのミシン目が環状に設けのミシン目の内側が、容易に除去可能な除去領域に形成されており、上記第１のシートに隠蔽された情報を閲覧する場合には、第２のシートの除去領域をミシン目を切とにより剥離除去すると、複写記録領域が露呈して複写記録された情報を閲覧することができ、このとき、第２のシートはミシン目から切断してしまうので、再び第１に貼着することはできず、情報の漏洩を防止するから、甲第２号証発明における「第２のシート」と本件特許発明１における「登記識別情報保護シール」とは、「秘密シール」との概念で共通し、また、甲第２号証発明における「第２のシート（秘密情報保護シール）」は、「第１のシート（（秘密）情報通知書）に貼り付けるために接着剤層を設け、第１のシートの複写記録領域に記録された情報（秘密情報）に対応する部分（領域）には、接着剤層を設けていない」といえる。
してみると、甲第２号証発明には、「（秘密）情報通知書に貼り付けるために外周部に接着剤層を設け、（秘密）情報通知書の複写記録領域に記録された情報（秘密対応する部分（領域）には、接着剤層を設けていない秘密情報保護シール」が示されているといえる。
ところで、甲第２号証には、登記識別情報保護シールにおいて、登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、粘着剤層が多て、登記識別情報が読み取れにくくなるという課題は記載や示唆されていない。
また、甲第２号証発明は、第２のシートの裏面の周辺部に接着剤層を第１のシートの貼着領域に貼着して、第１のシートの複写記録領域に記録された情報を隠蔽し、シートの第１のシートの複写記録領域に対応する除去領域を切断線としてのミシン目を切断することにより剥離除去して、第１のシートに隠蔽された情報を閲覧するもて、接着剤層の部位を剥がすものでなく、本件特許発明や甲第１号証発明とは、その前提において異なる。
また、甲第２号証発明は、例えば、請求書（甲第２号証の段落【００４２】参照）に使用するもので、第１のシートに貼着された第２のシートを剥離除去して、複写た情報を閲覧するもので、再度、当該第１のシートに新たな第２のシートを貼着して使用することは想定していない。
してみると、甲第２号証発明において、第２のシートを第１のシートに何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、接着剤層が多数積層して、閲覧する複写記録された情報れにくくなるといった課題が、自明であるとはいえない。
また、甲第１号証発明は、登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返しても、登記識別情報が解読不能とならなくするための機を有するものではない。
してみると、甲第２号証発明は、上記の課題を有するものではないから、甲第１号証発明と甲第２号証発明とは、共通する課題を有するものではなく、また、甲第１は、上記の作用・機能を有するものではないから、甲第１号証発明と甲第２号証発明とは、共通する作用・機能を有するものではない。
したがって、甲第１号証発明に甲第２号証発明を適用する動機付けをすることはできない。
また、上記相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項が、当業者にとって設計事項であるとする根拠もない。
そして、甲第１号証発明において、他に相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項を備えるものとなすことを、当業者が容易に想到し得たといえる根拠も見当たら
よって、甲第１号証発明において、甲第２号証発明を適用することにより、相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得るもい。
さらに、甲第３号証発明について、検討する。
甲第３号証発明は、上記「第５　３．」のとおりであって、甲第３号証発明における「被着体」は、視認不能にされる情報表示部を有するものであるから、甲第３号おける「被着体」と本件特許発明１における「登記識別情報通知書」とは、「（秘密）情報通知書」との概念で共通する。
また、甲第３号証発明における「情報表示部」は、シート体によって視認不能にされるものであるから、「情報表示部」は、「秘密情報が記載されている」といえる
また、甲第３号証発明における「シート体」は、被着体の情報表示部を視認不能に覆う不透明部を備え、前記情報表示部の周部に位置して前記シート体に剥離可能な形成すると共に、該印刷層上に該シート体を被着体に接着するための感圧性接着剤層を積層して成り、シート体を被着体より剥離すると、印刷層はシート体に対して剥ある一方、感圧性接着剤層に接着されているから、引き剥がされるシート体に追従することなく、該印刷層の少なくとも一部は接着剤層上に転移して、シート体を被着接着させようとしても、シート体は前記剥離された印刷層上には接着せず分離状態にあり、元の状態には復帰しないから、甲第３号証発明における「シート体」と本件１における「登記識別情報保護シール」とは、「秘密情報保護シール」との概念で共通し、また、甲第３号証発明における「シート体（秘密情報保護シール）」は、「（（秘密）情報通知書）に貼り付けるために情報表示部の周部に対応した部位に印刷層、及び感圧性接着剤層を設け、シート体の情報表示部に記載された秘密情報に対分（領域）には、感圧性接着剤層を設けていない」といえる。
してみると、甲第３号証発明には、「（秘密）情報通知書に貼り付けるために外周部に印刷層、及び感圧性接着剤層を設け、（秘密）情報通知書の情報表示部に記載密情報に対応する部分（領域）には、感圧性接着剤層を設けていない秘密情報保護シール」が示されているといえる。
ところで、甲第３号証には、登記識別情報保護シールにおいて、登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、粘着剤層が多て、登記識別情報が読み取れにくくなるという課題は記載や示唆されていない。
また、甲第３号証発明は、例えば、個人情報（秘密情報）が記載された葉書（甲第３号証の第３頁第１６行～第４頁第３行参照）に使用するもので、被着体に接着さト体を剥離して、情報表示部に記載された秘密情報を閲覧するもので、再度、当該被着体に新たなシート体を接着して使用することは想定していない。
してみると、甲第３号証発明において、シート体を被着体に何度も貼り付け、剥離を繰り返すと、感圧性接着剤層が多数積層して、閲覧する秘密情報が読み取れにくいった課題が、自明であるとはいえない。
また、甲第１号証発明は、登記識別情報保護シールを登記識別情報通知書に何度も貼り付け、剥離を繰り返しても、登記識別情報が解読不能とならなくするための機を有するものではない。

してみると、甲第３号証発明は、上記の課題を有するものではないから、甲第１号証発明と甲第３号証発明とは、共通する課題を有するものではなく、また、甲第１は、上記の作用・機能を有するものではないから、甲第１号証発明と甲第３号証発明とは、共通する作用・機能を有するものではない。
したがって、甲第１号証発明に甲第３号証発明を適用する動機付けをすることはできない。
また、上記相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項が、当業者にとって設計事項であるとする根拠もない。
そして、甲第１号証発明において、他に相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項を備えるものとなすことを、当業者が容易に想到し得たといえる根拠も見当たら
よって、甲第１号証発明において、甲第３号証発明を適用することにより、相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得るもい。

ウ．小括
以上のとおりであるから、甲第１号証発明において、上記相違点に係る本件特許発明１の発明特定事項を備えるものとすることが、当業者にとって容易に想到し得るないから、本件特許発明１についての特許は、無効理由２により無効とすることはできない。

（２）本件特許発明２～４について
ア．本件特許発明２～４は、本件特許発明１の発明特定事項をその発明特定事項の一部とするものであって、上記「（１）」のとおり、本件特許発明１が、当業者にとに発明することができたものとはいえないのであるから、同様に本件特許発明２～４は、当業者が容易に発明することができたものとはいえない。

イ．小括
したがって、本件特許発明２～４についての特許は、無効理由２により無効とすることはできない。

第７　むすび
以上のとおりであるから、請求人の主張する理由及び提出した証拠方法によっては本件特許発明１ないし４についての特許を無効にすることはできない。
審判に関する費用については、特許法第１６９条第２項の規定で準用する民事訴訟法第６１条の規定により、請求人が負担すべきものとする。

よって、結論のとおり審決する。

平成２９年　８月２１日

審判長　特許庁審判官 吉村 尚
特許庁審判官 黒瀬 雅一
特許庁審判官 藤本 義仁

（行政事件訴訟法第４６条に基づく教示）　この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から３０日（附加期間がある その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕Ｐ１１１３．５３７－Ｙ　（Ｇ０９Ｆ）
１２１

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。
認証日　平成29年 8月21日　審判書記官　木村　勝美

このページ

利用上のご案内 プライバシーポリシー アンケート